

鳥取県告示第 134 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月27日から平成25年3月31日まで

（変更前 昭和32年9月27日から平成24年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分 鳥取市若葉台北一丁目の一部、若葉台北六丁目の一部、湖山町北四丁目の一部、湖山町西四丁目の一部、桂見字下地谷ノ二、字下地谷、字西谷、字雲雀谷、字坂畑ヶ、字狐殺、字五反田、字臼田、字山ノ鼻、字東村土居ノ一及び字下ノ山の各一部、布勢字糍谷奥及び字大間谷口の各全部並びに字大間谷奥、字鶴谷奥、字鶴指鼻、字大間谷、字山本、字矢内谷奥及び字糍谷口の各一部、里仁字糍谷及び字尺八谷ノ二の各全部並びに字尺八ノ谷ノ一、字岩ヶ谷ノ一及び字岩ヶ谷ノ二の各一部

削除する部分 鳥取市古市字村之後口、字嶋田及び字屋敷の各一部、吉成字古市土居之上、字土崎下り及び字西土崎の各一部、吉成南町一丁目の一部、叶字前田の一部、船木字茶屋ノ前及び字植松の各一部、香取字小山谷奥の一部、祢宜谷字口矢中の各一部、湖山町南三丁目の一部、桂見字中帆城灘及び字中帆城の各一部